

# 都市計画道路 姫街道線 アンダー化に向けた都市計画変更について



令和3年3月15日(月) 18:30~  
愛知県・豊川市

## 次 第

1. 開会
2. 姫街道線の概要について
3. 姫街道線の都市計画変更について
4. 今後の予定について
5. 姫街道線の変更に伴う用途地域等の変更について
6. 都市計画変更の流れについて
7. 閉会

# 姫街道線の概要について

## 姫街道線について



### [都市計画道路姫街道線の概要]

- ・ 国道1号と東名高速道路豊川ICにつながる国道151号を結び、豊川市の中心市街地を横断する重要な幹線道路
- ・ 都市計画として車道は4車線で全線計画
- ・ 整備状況は、市役所がある区間は4車線で整備済み、それ以外の区間は現在2車線で暫定供用、現在、東三河環状線から筋違橋までの区間で、4車線に拡幅工事中
- ・ 今回都市計画の変更を予定する区間でJR飯田線と名鉄豊川線交差部は道路アンダーとして都市計画決定済
- ・ 緊急車両の通行する第二次緊急輸送道路、重要物流道路の補完路となっており暮らしに欠くことのできない重要な道路
- ・ JR飯田線、名鉄豊川線の東側における駅東土地区画整理事業においても市街地形成するうえで重要な道路

## 姫街道線（踏切周辺）の現在の状況



### [姫街道線の現在の状況]

- ・（左写真）踏切において朝夕を中心に渋滞が激しく、姫街道に合流しづらく周りの道路に迂回している状況
- ・（右写真）車両のすぐ横を通学する児童をはじめとして歩行者や自転車で通行している、危ない状況

最近では、以下の動きがあり、都市計画で位置付けられているアンダーパス化の必要性がますます高まってきている

- ・平成26年度 自動車ボトルネック踏切に指定（踏切の渋滞対策が法律的にも必要）

- ・平成30年度 重要物流道路を補完する道路に指定

アンダーパス化を進めるには、まず昭和40年に決定された現在の都市計画を現在の道路の基準に合わせて変更する必要がある

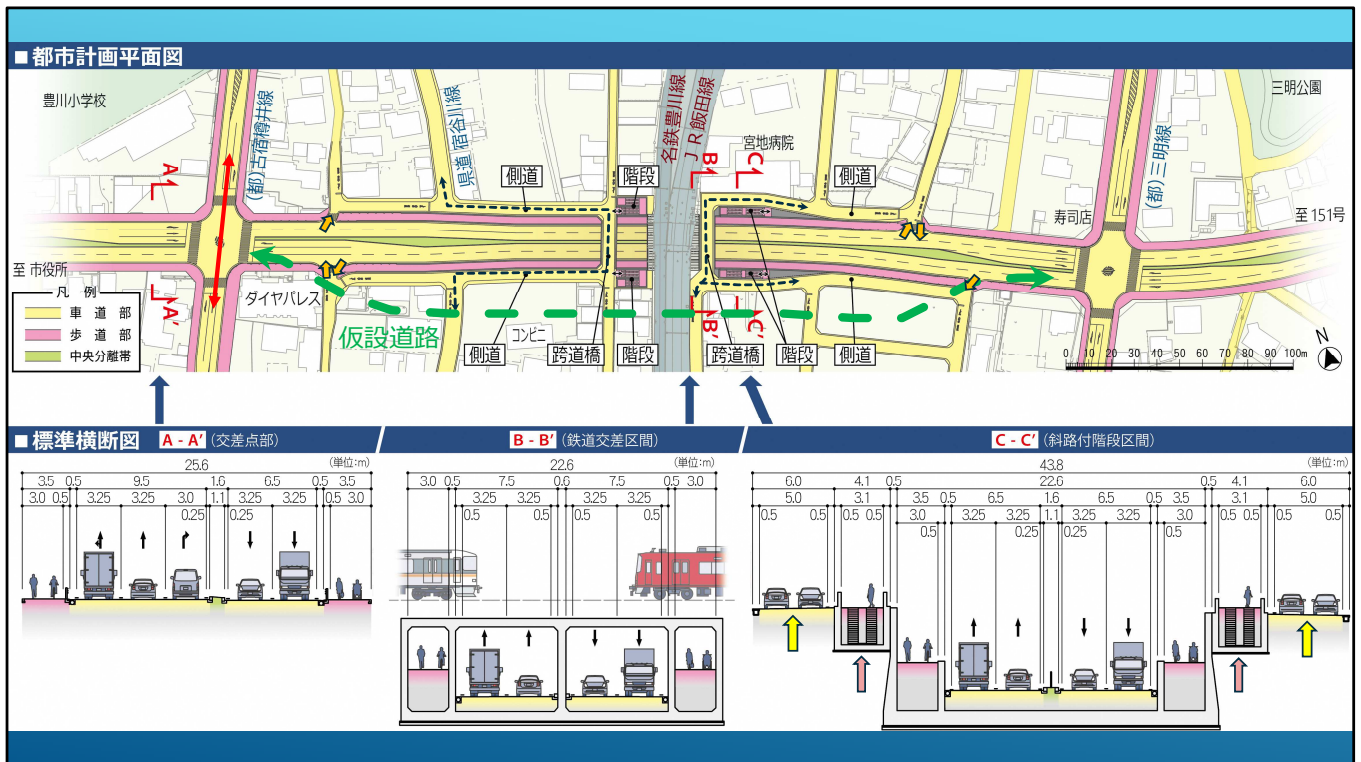
# 姫街道線の都市計画変更について

(都) 姫街道アンダー完成予想図 (西側から)



[ (西側から見た) 完成予想図 ]

- ・ 鉄道の下を姫街道線がくぐる、車道片側 2 車線ずつで合計 4 車線で中央分離帯を設置
- ・ 歩道は自転車も通れる幅の 3 m で、鉄道下を車道より緩い勾配で通る
- ・ 線路付近からも下の歩道に降りれるように姫街道両側に階段を計画
- ・ 周辺の道路が行き止まりにならないように姫街道両側に側道を配置し横断歩道部分の 2 か所で本線と接続
- ・ 姫街道を挟んで南北の地域に行き来できるよう、鉄道手前で姫街道本線を横断する橋を配置



[道路計画図（上段：平面図、下段：標準横断面図）]

- ・色塗りは、車道が黄色で4車線、歩道が桃色で表示
- ・鉄道と道路が立体交差となる箇所は、平面図で灰色と交差している部分で横断面図でB-B'図でコンクリートのBOXで計画
- ・鉄道と立体交差する部分に向かって次第に下がっていく道路の構造を示した横断面図がC-C'図で、階段部分（桃色矢印）や側道（黄色矢印）を表示
- ・側道は平面図で姫街道沿いに配置し、姫街道と平面図黄色矢印部分で接続、また南北横断できるように跨道橋を鉄道を挟んだ東西両側に配置
- ・西（左）側の交差点は宿谷川線で設置されている信号を移設し県道を西側の南北道路に切り替え、東（右）側の交差点は信号を新設できるような交差点を計画（都市計画変更後の警察との協議により決定する予定）、交差点にはそれぞれ横断歩道を計画

[道路幅員]

- ・車道は、1車線当たり3.25m、路肩は0.5m、中央分離帯を1.6mで計画
- ・側道は、区画道路と同じ6mで計画（C-C'図の黄色矢印部分）
- ・歩道は、人や自転車が通る部分で3mで計画
- ・線路近くでも下側にある歩道に降りれるように階段を約3mで計画（中央部の斜路を使って自転車も通れる）  
（平面図では線路付近引き出した箇所、横断面図ではC-C'断面図の桃色矢印）



#### [仮設道路]

アンダー化の工事の際には姫街道線を切り替えて通行できるよう、仮設道路を計画（平面図緑点線）。

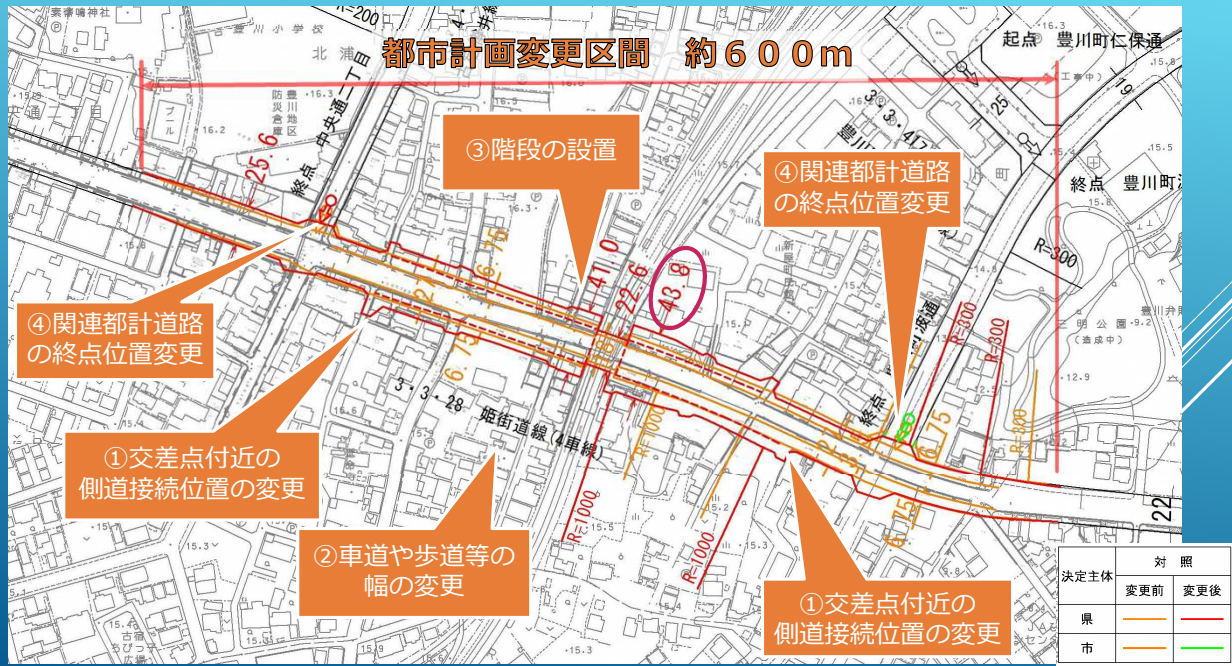
- ・姫街道線は通学路で利用されており、また緊急輸送道路、重要物流道路補完路などにも指定されているため通行止めができない

- ・仮設道路の構造はすれ違いの2車線道路で片側に歩道を配置した幅員10mの道路を想定

- ・仮設道路の位置は、アンダー化工事の影響を踏まえ踏切から一定程度離れたうえで両側交差点で接続するように計画

詳しい仮設道路の計画については、都市計画変更後、工事を詳しく計画する段階で詳細に設計し、関係者と協議する予定

# 姫街道線 都市計画変更 計画図



## [都市計画変更計画図]

県が決定する姫街道線と古宿樽井線としては橙色から赤色に、市が決定する三明線は橙色から緑色に変わることを表示、姫街道線は約600mの区間に渡って、基本的に幅員を拡幅する変更となる

変更となる内容は次の通り（図の吹き出し内容）

- ①交差点付近での側道が本線に接続する位置の変更、
- ②車道や歩道、中央分離帯など幅の変更、
- ③階段の設置による変更、
- ④交差点付近で接続しているそれぞれの都市計画道路の終点位置の変更（姫街道線の変更を受けて接続する都市計画道路の終点位置がそれぞれ北側に変更となるもの）

今回の変更により都市計画道路の最大の幅員となるのが階段を配置した線路右（東）側で43.8mで、現在の都市計画道路幅である側道分の6.75mを両側に含んだ27mに対して約17m、南北にそれぞれ約8.4mほど増える

# 今後の予定について

## 今後の予定

### 計画具体化

- 都市計画変更手続き
- 測量・地質などの調査、構造物など含む道路設計
- 仮設道路・交差点・周辺道路等の設計や施工計画作成
- 鉄道事業者、警察、占用事業者、豊川市など関係機関協議
- 区画整理事業計画等変更事業化

### 事業化

- 用地測量、土地評価
- 用地交渉、用地買収
- 道路詳細設計
- 仮設道路工事
- アンダー化工事

### [今後の予定]

計画を具体化する段階の予定は以下の通り

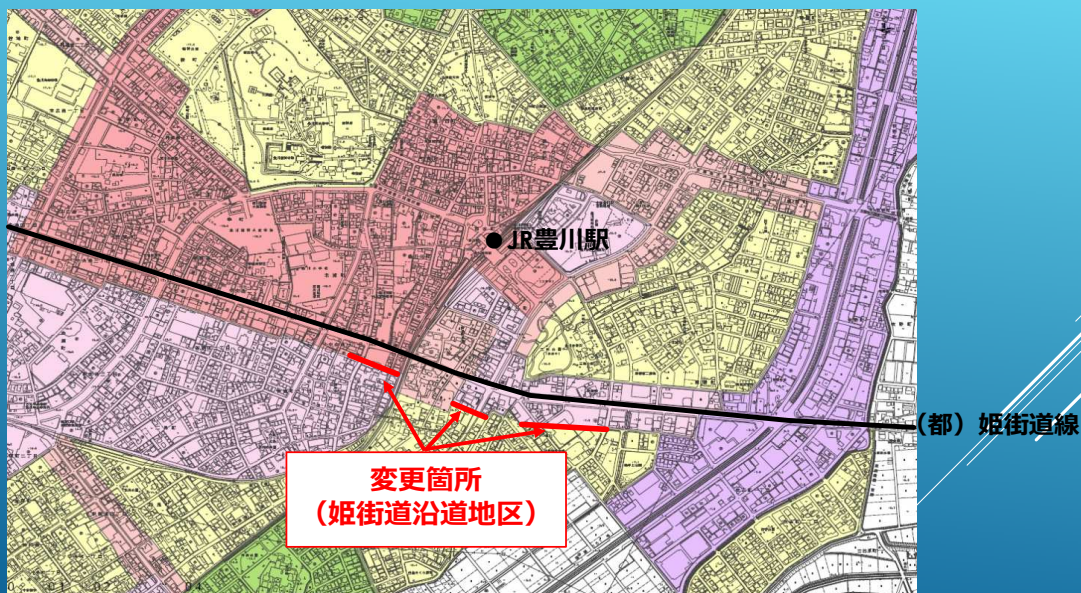
- 令和3年度中は都市計画変更手続きを進める
- 並行して測量や地質調査を行い、アンダーBOXや橋、擁壁などの構造物を含んだ道路の設計や仮設道路や関連交差点含む周辺道路の設計、工事を進めるうえでの施工計画作成を、鉄道事業者や警察、ガスや下水道など占用事業者、豊川市など関係機関の協議も併せて行いながら実施
- 豊川市にて駅東土地区画整理事業の各種計画も変更

事業化した段階の予定は以下の通り

- 道路に必要な用地の測量、評価
- 用地の交渉、買収
- 道路の詳細な設計
- 仮設道路の工事
- アンダー化工事

# 姫街道線の変更に伴う 用途地域等の変更について

## 用途地域、準防火地域、豊川駅東地区計画の変更について



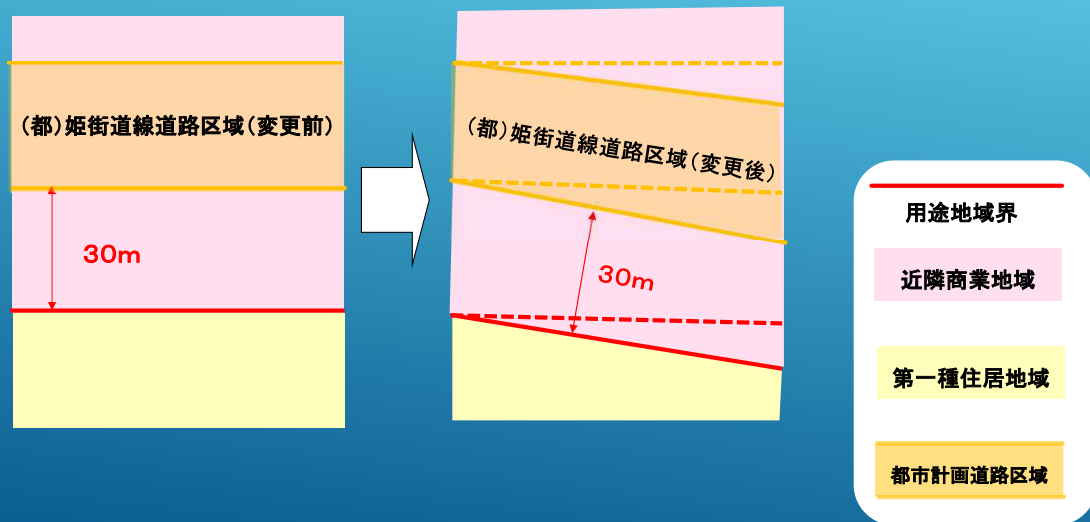
[用途地域、準防火地域、豊川駅東地区計画の変更]

変更となる箇所は姫街道の南側の地区となり、次の内容の変更が必要

- ・用途地域（市街化区域を13種類に分類し、それぞれ建てることができる建物を規制し土地利用の誘導を図るための地域）
- ・準防火地域（市街地における火災の危険を防除するために建築物を防火上の観点から規制する地域）
- ・豊川駅東地区計画（豊川駅東側土地区画整理事業の効果を維持し、商業地と住宅地との調和がとれた市街地の形成を図る計画で平成10年度に指定、区域内をA～Dの4地区に区分しそれぞれの地区にふさわしい建物用途の制限）

(都) 姫街道線の区域変更に伴い用途地域、準防火地域、豊川駅東地区計画におけるB地区及びD地区の境界を変更するものです。

<イメージ図>

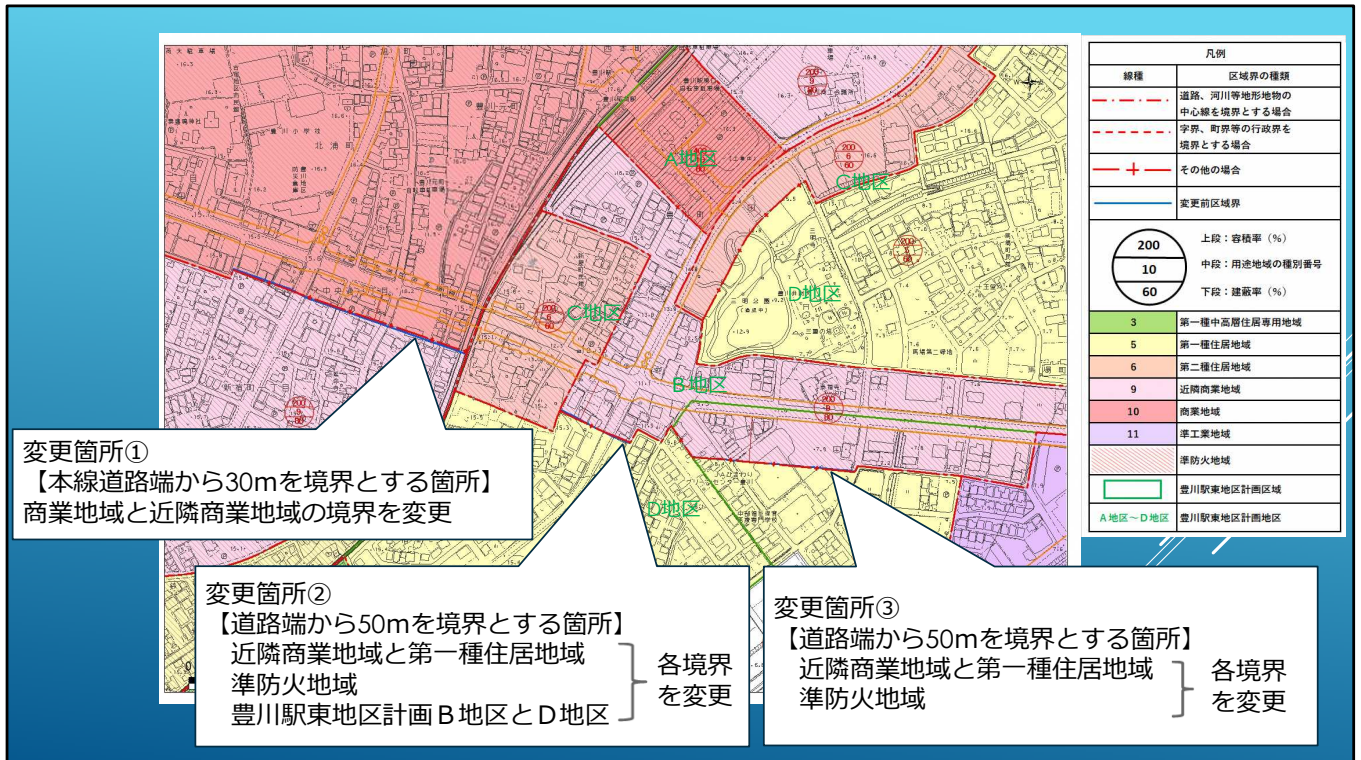


[具体的な説明]

姫街道線沿道の一部の区域における道路区域を基準に設定された用途地域等の区域は、今回の姫街道の道路区域変更に伴い変更

- ・左図：現在の姫街道沿道の用途地域のイメージした図  
→道路区域の端部から30m以内の区域を近隣商業地域という用途地域として、30m以上の区域を第一種住居地域という用途地域として設定
- ・右図：変更後の用途地域の定め方をイメージした図  
→姫街道線の区域がやや斜めに変更する場合、用途地域の境界も斜めになる

※イメージしやすいようやや誇張して示しており、今回はここまで大きく変わらない



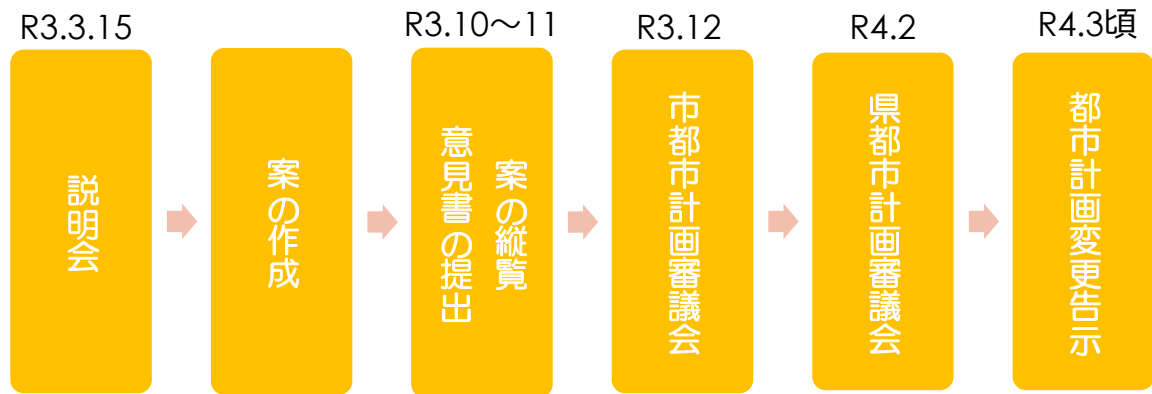
[計画図による関連都市計画変更説明]

- ・ 変更箇所①（姫街道踏切より西側で姫街道より南側の区域）  
→本線道路端から30メートルで設定されている商業地域と近隣商業地域の境界を変更（最大で約2m）
  - ・ 変更箇所②（姫街道踏切より東側で姫街道より南側の区域）  
→道路端から50メートルで設定されている近隣商業地域と第一種住居地域、準防火地域、豊川駅東地区計画のB地区とD地区の境界を変更（最大で約1.7m）
  - ・ 変更箇所③（都市計画道路三明線交差点東・南側）  
→近隣商業地域と第一種住居地域の境界、準防火地域の境界を変更（最大で約1m）
- いずれの変更も姫街道線の都市計画変更に伴い用途地域などの都市計画上の境界を微修正するもので、地域のまちづくりの方向性に変更はない



# 都市計画変更の流れについて

## 都市計画変更の流れ（予定）



地区計画に関しては、  
地権者等を対象とする  
縦覧を別途実施します。

### [都市計画を変更する流れ]

- ・ 説明会以降に道路計画をもとに皆様の意見を踏まえた変更案の作成
- ・ 令和3年10～11月に変更案を広く市民に周知するために案の縦覧を実施を予定（縦覧期間中、この変更案につき意見書の提出が可能）
- ・ 令和3年12月に市の都市計画審議会を予定
- ・ 令和4年2月に県の都市計画審議会を予定